

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

支部長 東 泉 清 寿

(公印省略)

林業労働災害防止対策の徹底について

日頃より、林業労働災害防止活動の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の林業における労働災害は、令和5年8月末現在15件と前年同月比1件増加しており、9月以降については、休業4日未満も含め3件連続発生している状況にあり、幸いに死亡災害には至っていないものの一步間違えば死亡災害につながりかねない重篤災害も発生している状況にあることから、今般、栃木県環境森林部林業木材産業課長から、別添「林業労働災害防止対策の徹底について」（令和5（2023）年9月22日付け林木産第378号）により、取組の一層の強化要請があったところです。

つきましては、これから本格的な伐採作業時期を迎えることから、これ以上の労働災害を起こさないためにも、会員事業場の皆様におかれましては、伐木ガイドライン等の普及・定着、防護衣等着用の徹底、作業前のリスクアセスメントの実施、危険予知活動、作業後のヒヤリ・ハット報告分析等の取組を一層強化するとともに、下記事項を速やかに実施されますよう要請いたします。

記

- ①チェーンソーによる立木の伐倒時の措置（作業計画の作成、作業指揮者の配置及びチェーンソー作業時の基本的姿勢等）、防護衣等着用及び安全な伐倒方法の徹底
- ②かかり木の処理作業における禁止事項の遵守の徹底及び安全な作業方法の徹底
- ③車両系木材伐出機械の安全教育の実施と安全対策（作業計画の作成、用途外使用の禁止、幅員の確保・制限勾配の設定、接触及び立入禁止措置の実施等）の徹底
- ④刈払機作業における基本動作の遵守と禁止事項の徹底
- ⑤防蜂網及び防蜂手袋の着用、吸引具及び蜂アレルギー者のエピペンの現場携行
- ⑥簡易リスクアセスメントの定着と自主的な安全衛生活動の活性化
- ⑦ヒヤリハット報告・分析とKY（危険予知）活動を活用した各種作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑧高年齢労働者と新規就労者の教育の徹底と効果的な安全衛生教育の実施
- ⑨⑩労働災害発生時の連絡体制の確認と迅速な情報提供の確立（休日を含む。）

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤



林木産第 378 号
令和 5 (2023) 年 9 月 22 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部支部長 様

栃木県環境森林部林業木材産業課長

林業労働災害防止対策の徹底について (通知)

林業労働災害の防止につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県の林業における休業 4 日以上労働災害は、令和 5 年 8 月末現在において 15 件と前年度に比べ 1 件増加しており、9 月以降についても、休業 4 日未満を含め 3 件の労働災害が発生し、憂慮すべき事態に至っています。

これから本格的な伐採作業時期を迎えることを踏まえ、防護衣等着用徹底、作業前のリスクアセスメントの実施、危険予知活動、作業後のヒヤリハット報告等の労働災害防止の取組を一層強化するよう、経営体へ指導をお願いいたします。

記

※ 労働災害発生事例 (令和 5 年 7 月以降に発生した労働災害から抜粋)

| No. | 年代・性別 | 作業種別 | 災害の概要 |
|-----|---------|--------|---|
| | 経験年数 | 使用機械 | |
| 1 | 40 代・男性 | 伐倒 | 【状況】 クリの木を伐採作業中に、幹が割れてしまい伐採者の右肩部分に直撃した。当日は痛みが無かったため病院は受診しなかったが、数日後左脇腹に痛みが現れたため病院を受診したところ、左側第 9, 10 肋骨骨折と診断された (全治約 2 週間)。 |
| | 13 年 | チェーンソー | 【原因】 受口の上部をロープで巻き付ける等の裂け防止の措置をしていなかったことや受口が浅く伐倒方向が不確実な状況となったため。 |
| 2 | 10 代・男性 | 下刈 | 【状況】 下刈作業中急斜面でツルを引張ったところ、蜂が出て左手親指を刺された。 |
| | 1 年未満 | 刈払機 | 【原因】 現場の入念な事前確認を怠ったため。 |
| 3 | 40 代・男性 | 伐倒 | 【状況】 ヒノキの間伐時の退避中、落枝で足を滑らせ、左足のすねの腓骨を岩に強打 (傾斜 33 度の作業現場)。左足腓骨 (すね付近) に 1 か所ひび (全治約 1 か月)。 |
| | 12 年 | チェーンソー | 【原因】 退避場所の確認不足や退避に支障のある物を取り除くことを怠ったため。 |
| 4 | 60 代・男性 | 伐倒 | 【状況】 スギ (70 年生、直径約 40cm) を伐倒時に避難したところ、上部から直径約 8 cm の枝が落下し、首の後ろ側に当たった (ヘルメット着用)。 |
| | 27 年 | チェーンソー | 外傷はなく、意識等に異常はなかったが、頸椎側部細骨骨折と診断された (全治約 1 ヶ月)。 【原因】 上方の安全確認が不十分だったため。 |
| 5 | 60 代・男性 | 伐倒 | 【状況】 ヒノキ (52 年生、直径約 22 cm) を伐採したところ、かかり木になったため、中段伐りを行った。退避しようとした際に両足が滑り転倒、先端部分の木が右足脛に激突した。 |
| | 16 年 | チェーンソー | 被災者を補助し下山した後、救急車で病院に搬送。右足脛下脛骨開放骨折と診断された (全治約 6 ヶ月)。 【原因】 かかり木処理器具を使用せず、かかり木処理における禁止作業 (林業・木材製造業労働災害防止規程) をしたため。 |

生産力強化担当 岡山
TEL 028-623-3273
FAX 028-623-3278

